

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第9回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 25 年 7 月 2 日 (火)		
開 会	午後 1 時 30 分	閉 会	午後 2 時 51 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 棕田昇一、寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、下村佳弘、 有松数紀、橋尾泰博		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 財 産 経 営 課 主 幹 : 福井 一朗 (兼) 庁 舎 整 備 局 主 幹		
傍 聴 者	4 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時30分 開会

◆中西照典 委員長 それでは、時間になりましたので、市庁舎整備に関する調査特別委員会第9回目を開催いたします。

6月24日には鳥取市庁舎整備の基本方針案、案ですね、を説明いただきました。以後、7月13、14に市民説明会がありますが、それまでに何か市民、我々がお聞きしたこと以外で市民説明会をされることがあれば、この特別委員会で報告していただく。委員長とその点をお話しして、執行部と、あればということで特別委員会をということはこの間、委員会ですておりました。執行部で説明をしたい旨の申し出がありましたので、きょうここに第9回の特別委員会を開会することになりました。

それでは、このレジュメに従いますけども、きょうは市庁舎整備の基本方針案、これについての説明、報告をお願いしたいと思います。執行部、お願いします。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 失礼します。市庁舎整備局の中島でございます。座らせていただきまして説明させていただきます。

皆さんの御手元にきょうの次第と、それとこれ6月27日に第2回目の推進本部会議をしましたので、そのレジュメと、そのときに活用しました説明、意見交換会と、それと方針案をお配りしていると思いますので、ちょっと順次、説明させていただきたいと思います。

まず6月27日の日に開催しました第2回目の庁舎整備推進本部会議ですけども、ここに議題にありますように、1から3の議題について推進本部で諮りました。内容を簡単に御説明しますと、まず1番の幹事会・専門部会の実施状況についてということで、推進本部で報告をさせていただいています。6月7日の推進本部の設置以降ですね、幹事会については2回開催いたしましたし、そのときに今後の進め方とか基本方針案の取りまとめとかいわゆる市民説明、意見交換会の概略等について議論をしております。

それと専門部会ですけども、これは防災機能強化部会と福祉サービス機能強化部会、2つありますけども、これはそれぞれ2回開催しております。市庁舎整備の基本的な考え方をもとに全体構想を取りまとめていった今、議論を進めていくというところを推進本部で報告させていただいています。また、この議論とかやりとりにつきましては、今後必要に応じて推進本部に報告することも報告させていただいております。こういった中身でございました。

それと開いていただきまして、説明会です。これについてはもう既に御案内とは思いますが。推進本部でもこの説明会のペーパーで説明さしあげています。目的につきましては、庁舎整備の専門家委員会の報告内容であるとか、基本方針案を広く市民に説明して意見を伺うということにしています。実施方法、出席者ということで市長、副市長、庁舎整備局長ほかということで説明して、現在出席者についても詰めているところでございます。

それと2番目の時間配分です。説明ですけども、その下に配付資料がありますけども、専門家委員会のニュース、12号と、あるいは基本方針案、これを配付しますので、最初にそういった説明なり、市長のあいさつなり思いなりを述べてもらって、意見交換を1時間とってこうというふうに考えておるということでございます。

それと広報ですけども、これはもう既に皆さんに配付されていると思いますけども、市報7月号で載せておりますし、ぴょんぴょんのネットでもこの説明会については掲載、載せていると。あと市のホームページなどで広報を図っていこうというふうに考えております。

実施日時及び会場ですけども、7月13日の土曜日と、7月14日の日曜日、2日間、5会場で河原中央公民館、気高町総合支所、鳥取市国際交流プラザ、2日目にはさざんか会館と国府町の中央公民館で開催するという段取りになっております。こういったことを説明させていただいております。

続きまして、市庁舎整備の基本方針案ですけども、これにつきましても説明さしあげていきます。A3判ですけども、開いていただきたいと思います。これにつきましては、緑で色をしております。これにつきましては、前回も説明しましたけども、基本的な考え方、たたき台をベースにまとめておりまして、主な変更点を私で説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、たたき台、6月13日の日本海新聞に掲載したものがベースになっております。まず左上の前書きです。これ市長が述べている部分ですけども、この部分で3行目になりますけども、「第一に」というところで、ここを追記しています。読み上げます。第一に、耐震安全性と停電や断水に対応した災害対策本部の設置場所として、また災害備蓄倉庫、市民の一時避難の場所を備え、災害支援団体や救援物資の受け入れに対応できる、本市の本格的かつ総合的な防災対策拠点の整備です、こういったところを加えて具体的なものをここで示しております。

この前書きの以下、鳥取市庁舎整備の基本方針案、これが方針案として出しておりまして、前回のものには項目立てしておりませんでしたので、8項目の項目立てにしております。

それで変わったところとかを申し上げますと、新たに加えた項目としましては、2番目の住民投票の位置づけと、それと右の5番目の建設費等の財源、これを新たな項目と内容を加えております。読み上げていきますけども、2番目の住民投票の位置づけということで、庁舎整備をめぐるっては市議会が2つの選択肢を示し、住民投票が実施、昨年5月ということです、されましたが、市議会の調査特別委員会は現本庁舎の耐震改修及び一部増築案を検証した結果、その案のままでは実現できないと最終報告（昨年12月）しました。

住民投票については、このような問題点が明らかとなり、市民意識調査の結果では整備方法に関して市民の意識は確実に変わってきています。さらにその自由記載において、住民投票の妥当性や正当性などをめぐってさまざまな意見が示されています。したがって、住民投票をこれまでの経過の一つとして位置づけつつ、現時点における市民の思いを十分に反映した庁舎整備を進めるべきであります、こういったことを加えております。

それと右に行っていただきまして、4番目の市庁舎整備の基本的な考え方の中で、②があります。ゴシックの文字に続いて、なお書きで追記しています。なお、総合支所については、今後とも各地域に存置しますと加えております。

それとその下の③ですけども、これもゴシックの文字に続きまして、特に本庁舎については、建物の用途、改修、維持管理に要する費用、本庁舎の周辺地域の活性化などに関して幅広く検討を進めまします、こういったものも追記しております。

さらにこの下を見ると、最後の2行ですけども、なお書きで、なお、費用の抑制に当たっては、建設費のみならず維持管理費などを含めたライフサイクルコストを重視して検討を進めると、こういった項目も上げさせていただいています。

それと5番目の建設費等の財源についてということで、これも内容も加えております。庁舎整備に当たっては、本市にとって非常に有利な財源である合併特例債、(毎年の借入金償還額の7割を国が支援、利用期限は平成31年度末まで)を利用し、さらにその償還に本市は既に積み立て済みの基金(貯金)を活用しますので、庁舎整備のために新たな負担を市民に求めることはありませんというふうに追記しております。

それと6番目の事業実施に向けた推進体制ということで、これは2行目ですね、具体的な検討を進め、また調査に必要な経費を予算計上してというところを追記しております。

それと8番目ですけども、市議会の審議を踏まえた事業実施ということで、こういった内容に追記しています。市議会及び市議会の市庁舎整備に関する調査特別委員会における今後の審議を踏まえて、この事業を適正に実施しますという内容を前回のたたき台に加えて方針案とさせていただいているところでございます。

以上、簡単ですけども、報告を終わらせていただきます。

◆中西照典 委員長 今、先ほど6月24日の特別委員会以降、基本方針案についての加筆というか、加えられたところの説明がありました。今の説明に対して何か御質問のある方。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 推進本部のことについてちょっと質問させていただきたいのですが、議会事務局長がその本部員として入っている理由っていうのを教えていただきたいと思います。ちょっと私、議会事務局が入っていることに違和感を感じておりまして、その入っている理由。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 鳥取市は各いろいろな推進本部体制をとっております。その中で今回、庁舎整備に関しての推進本部ということで、本部員の出席を決めているのですが、幹部職員ということの考え方で部長級、その一員として議会の事務局長も入っているというところでございます。

◆中西照典 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 じゃあ深い意味はなくて、何か役職で入っているっていう理解でいいんですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい、一応、役職というのはそれぞれの組織のトップでございますので、構成メンバーとして位置づけはさせていただいています。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。そのほかに何か。棕田委員。

◆棕田昇一 委員 今のことに関連してもうちょっと。こういう理解でいいのですか、鳥取市にはいろんな推進本部があると。それについてはすべて幹部職員が位置づくということになっておるから、今回の分についても例外なくそのようにしていると、こういう理解でよろしいのですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そのとおりでございます。

◆中西照典 委員長 そのほか何かありますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 これは委員会というか、議会に向けた話になるかもしれませんが、今、基本方針案を説明いただいて、2番目に住民投票の位置づけっていうのがありますよね。こういう位置づけは、市長がこういう位置づけをされたけれども、議会としてはしていないわけですよね。そういった方針案を決定された推進本部の中に、議会事務局長が入るっていうのがちょっとやっぱり私、役職で、どこにも入っているっていうことなのですけど、これについては、ちょっといかがなものかなっていうのがあるので、ちょっと私、これ議会に問題提起をしたいと思いますので、扱いよろしくをお願いします。

◆中西照典 委員長 今の点は議長にそういう意見があったとお伝えしておきます。

◆伊藤幾子 委員 お願いします。はい。

◆中西照典 委員長 事務局ちょっと書いてくださいね。そのほかに。橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今の説明の中でね、市民説明会、5カ所ということで、これは議会が議会報告をやったローテーションと一緒にんだけど、市の執行部サイドで考えられた場合に、こういう議会と同じ日程を組まれた、その思いというかね、そこをまず教えてください。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 まずこの基本方針を出したということを市民の方に広く、タイムリーにということを考えまして、多くの場所を選んで日程的に長期間にわたってするというよりも、ブロック単位という形で大きい単位ですけども、それぞれ全市をカバーできる体制を2日間ですというところで今回は議会が市民説明会をされましたので、それと同じ範囲ですというところでさせていただきます。

◆中西照典 委員長 どうぞ。

◆橋尾泰博 委員 はい、わかりました。議会と市執行部サイドで市庁舎整備ということで、私は別のやり方もあったのかなと、組み立てがね、ということの御意見だけは言っておきたいと思います。

それから、4番のさっきのこの②のところで総合支所については、今後とも各地区に存置しますというふうに書いてあるのだけど、こちら辺がよくわからんのよね。何というのかな、これは何、未来永劫という意味。ちょっとこれ、考え方を教えてください。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この庁舎整備に当たりまして、総合支所の扱いっていうのが明確化されておりませんでした。それは総合支所については今後とも各地に存置しますということは、これは未来永劫においてもこの考え方でいきますよということは、事前に言っとったのですけれども、庁舎整備の段階で、その他の庁舎という考え方の中から総合支所についてもあらかじめこういう方針でいうことは決めておりましたので、ここで改めて確認をしておいたというところでございます。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 鳥取市も今日までいろいろ合併をずっと繰り返してここまで来ているわけだ

けど、従来合併した町村役場、これまでも一つも残ってないわな、今の段階でね。それでこれから人口の問題もある、定員適正化計画もある、そういう中でやっぱり行財政改革という絡みでいけば、やっぱり効率というものも考えていかないかん、どういう形で合併した町村の行政を円滑に行かせるかっていうこと考えていかないかん、市の職員体制も含めてね、ということになってくると、この書き方でいいのかなっていう感じが、何かもっとやっぱり将来的にいろんな変化に伴って対応せざるを得んというようなことが出てくるじゃないのかなという気持ちがしておりますんでね、果たしてここに書くことがいいのかなと。受け取り方によってはさまざまだと思うのだけ、受ける人がね。だから今、この基本方針を掲げた段階でここに書くのはどうかという思いがしたので、このことも私の老婆心からの意見だというふうに思ってください。

それとさっきの伊藤委員も若干おっしゃったのですが、この住民投票の位置づけね、ポイントポイントの字句を引っ張り出して書いているからこういう表現にはなるのだろうけども、3行目なんかね、検証した結果、その案のままでは実現できないと最終報告しましたと。このその案のままではっていうのは、技術的なことを言えば、柱頭免震という絡みのことだろうけども、実際は工事費の算定なんかでも基礎免震で出ていたという経緯もあって、2号案というものがありませんよね、2号案ね。本庁舎は免震工法、それから、新第2庁舎については設計時に工法を決定するというようなことで、検証案という形で日本設計さんにさせていただいて31億という工事費が出てきたのですが、これはその2号案というね、さっき言った工法の縛り、これからはみ出していないわけだね。だから検証案ではできるわけだよ、日本設計の新営予算単価で予算を組んだりしても31億で予算の枠取りとしてはできるということですから、この表現がね、前半の部分を採用しておられるっていうことがあって、ここの表現の仕方はどうなのかなっていう感じがしますし、総合的に言えば、ここの部分については議会でもまだまだ議論せにゃいけんことがたくさんあるので、これをこの2番で住民投票の位置づけという形でこういう文言を出して、市民説明会に持って出て説明されるということについては、私は非常に違和感を感じています、この点については。この点はもうちょっと委員の中でも議論するべきではないのかなという思いがします。こちら辺でこの位置づけというかね、そこらのちょっと執行部の思いをちょっと聞かせていただいた上で議論させていただ……。

◆**中西照典 委員長** ちょっと、まず初めに、今の橋尾委員に対しての何かほかの委員の何か意見は。今、言っとられるのは、この第2の住民投票の位置づけをこのまま持って出してもらっては、橋尾委員はちょっと違和感を感じるんで、これを変えてほしいというほうをとればいいんですか。それとも意見でいいのですか、ちょっと橋尾委員にちょっと確認だけ、その言っとられる意味は。

◆**橋尾泰博 委員** いや、私はこの特別委員会では、この住民投票の位置づけっていうか、これは執行部サイドの考え方でしょうから、議会の考え方とは私は同一視するっていうわけにはならないので、ここの部分についてはやっぱり特別委員会でもっと議論していただきたいし、私個人の考え方を言わせていただくなれば、もう2番の部分については、削除していただきたいというふうに。

◆中西照典 委員長 ということですね。有松委員。

◆有松数紀 委員 今の橋尾委員の考え方についてですけども、我々この特別委員会の目的は、前回の橋尾委員長さんがまとめられて最終報告された、この案のままでは実現できないということ、これがすべてだと私は思っています。議会としては、方向として、執行部に条件をつけない中で報告を出されて、あと執行部で新たな庁舎のあり方について検討してくださいということでボールを返したと私は思っていますので、改めてその特別委員会が出された報告が違っても全く思いませんし、それを改めて議論するというのはいかがなものかなと、特別委員会でそれこそ委員長以下、7カ月かけられて議論をされたものを改めて議論する余地がどこにあるのかなと私は思っていて聞かせていただいたのですけども。以上です。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この住民投票は議会の全会一致で条例案をつくってやったわけですよね。その住民投票が、経過の一つとして住民投票、これまでの経過の一つとして位置づけつつという、そういう市長及び執行部の認識をね、この議会として、特別委員会として、受け入れられるかどうかというのは私、大事な議論だと思うのですよね。だってそうはいったって住民投票は全会一致の条例でやったわけですからね、すごく私は橋尾委員の出されている問題提起というのは妥当だと思いますよ。

◆中西照典 委員長 ちょっと私の意見も言わせてもらおうと、住民投票条例は全会一致のだけど、それを実行するための予算は一致じゃなかったからね。予算を反対するっていうことは、住民投票を反対するという、そういう状況もあったというふうに私は、その当時の議長としては認識しています。これはそれぞれの思い、事実はそうであります。

◆有松数紀 委員 はい。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆有松数紀 委員 さっき、

◆中西照典 委員長 違う、違う。

◆桑田達也 委員 今の、

◆中西照典 委員長 どうぞ。

◆桑田達也 委員 ちょっと委員長に、先ほどの橋尾委員の質疑と有松委員の、

◆中西照典 委員長 はい。言って下さい。

◆桑田達也 委員 伊藤委員から同じ住民投票の位置づけの別の箇所が今問題提起されておりますので、初めに橋尾委員のおっしゃったことをここで議論した方がいいのではないのでしょうか。

◆中西照典 委員長 じゃあそれについてあります、何か。

◆桑田達也 委員 有松委員と一緒にですけども。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 今出ておりますところの、やはりこの住民投票をして、その結果を議会が検証したということでその報告内容、最終報告っていうのは、これもまた議会の意思だというふうに僕は思います。この初め3行はその事実が書いてあるだけのことであってね、その思いが書いてあるわけじゃない、事実が書いてあるので、その執行部の思いがあつてのことじゃない

と僕は思っています。そういう意味では、これを議会の意思ではないから撤回というか削除すべきだということには当たらないのではないかというふうに思いますけどね。

◆中西照典 委員長 そのほかに。棕田委員。

◆棕田昇一 委員 残念ながらこのあたりは議会の意見を相違することになろうと思いますけど、市長が基本方針案としてこういう文面でもってその記載しておるということについてなんですが、この3行目に、「その案のままで」、これ詳しい経過を知っている人々はですよ、それなりの理解にいくのだらうと思いますが、その案のままという、その案というのは何を指しているのだらうか。これは厳密に言うと、その調査案だったわけでしょ、あの特別、前回の特別委員会の、調査案のままでできないってことなのでしょう。私、この1月のこの特別委員会発足のときに申し上げました、執行部と確認しましたが、確認というか申し上げましたが、住民投票の1号案、2号案というのは、条文に示された1号案、2号案、つまり投票用紙のあの文言と関連情報、これがそのどういうのですか、これで選択、これが市民に示されたのですよねと。ところが、その後の橋尾委員長の特別委員会の中で、そのままでどうだとか、調査案だとか、変更案だとかっていうね、しかしこの文面で見たら、2号案そのものが実現できないものだったかのようなね、やっぱりこういう誤解といいますか、理解、認識を与えかねないね、私もこの点については、市長がこういう文面でもって基本方針案に盛り込んで市民に執行部サイドで一方的に説明をされるということについては、異議があります。

◆中西照典 委員長 じゃあ桑田委員。

◆桑田達也 委員 この文面ですけども、先ほども、前回の特別委員会の委員長報告ということが有松委員からありました。私、ここに前回の委員長報告を持っておりますが、ここの中で、先ほど棕田委員からあった案というのは、委員長報告を詳細読めば2号案であることは明らかです。引用しますと、紹介しますと、日本設計と計画条件の内容確認など、十分な議論を重ねる中で、2号案の条件では実現困難な課題があることが示され、そのままの条件では工期費用が算出できないことが明らかになりました。というふうに委員長報告があり、これが12月20日の本会議で報告をされました、最終報告として。それに対して当時、委員長が議長であったわけですけども、各会派からもこの委員長報告に対しては質疑もなかったわけです。

ここで今、この住民投票の位置づけのこの文案の中身をさかのぼって検証案だと、いろんなこの案、この確かにこの特別委員会の中では過程がありましたけども、しかし最終的な委員長報告というのはこの庁舎の耐震改修及び一部増築案、これがイコール2号案、それが実現困難であったという、この辺の内容というのは、私たちは確認をしているところでありますから、事務局、じゃなくて執行部は、執行部としてはそういうことを踏まえて、この、その案のままでは実現できないというふうに、この文言を記載しているというふうに考えればいいというふうに思いますので、私は特段ここでこの文言を削除するとか、すれば逆に議会のこれまでの経過というものを無視することになるというふうに私は思います。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私も桑田委員と同じ考えですけども、基本的には2号案というのは工事費の面でも工期的な面、また駐車場の面、あらゆる面で問題があるということで実現できないって

れが20億8,000万の中でいろいろ、どういう中身を考えておられたのかということを検証するに当たって、だんだんにそのことが難しいということがわかって最終報告をされたわけですからね、これをこの委員会の中でまた改めて何か疑義がいっぱいあるみたいな言われ方するのはどうかなというふうに思いますね、私は。違和感を感じます。

(「それは違う」と呼ぶ者あり)

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今、議論になっているところですけど、特別委員会のその委員長、委員会報告、最終報告のね、一部分を取り出されているわけですけども、最後のほうでね、住民投票の結果を尊重しつていうくだりがありますよね。じゃあそれは一体どういうことだったんかっていう話になると思うのですね。2月にあった議会の市民説明会のときにね、じゃあ皆さん、どういう意識でその説明会に臨んだのかと、じゃあできないのだったら、じゃあ頭下げましたかと、議会として、市民に対して、それはしていないですよ。だから私はその住民投票の結果を尊重しつていうのは、それはすったもんだいろいろありましたよ。だけどやっぱり現在地で、どうやっていくかっていうのを前向きに検討していくと、そういうふうに私……。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。伊藤委員ね、必ずそこに返られます。

◆伊藤幾子 委員 だってそうもん。返ったらあかんの。

◆中西照典 委員長 けども、これは一応置いて進もうということでこれ来ているわけだから、そこに返るとまたあれだから、そのことはね、ちょっと置いていってください。これ絶えずそこに返ってね、けども、皆さんが一応そのことは置いていこうということでこれまで進んでいることですから、だからそのことは一応、またそれをしだすと、なりますので、ここまで来ているということは、一応あなたの意見はわかるけども、意見としては言っとられるけども、進もうとしてきているわけですよ。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと一つ確認。

◆中西照典 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 一つ確認。じゃあそれはどこでそういう確認をしたのですか。全議員がそういう意識でそのことを置いてというか、そこに触れずに行こうっていう何か確認しましたか。

◆中西照典 委員長 確認ではなしに、あなたの意見としてそれは伺いましたということで進んでいるわけです。だから皆さんが、それはあなたの意見はそういう意見ですよということで、では、前に進もうとって進んでいるわけですから、それでずっと来とるわけでしょ。あの一番初めのここの委員会が立ち上がったときから。あなたはそういう意見を持っとられるっていうことは何回も見てわかっていますけども、進めていきますよということで進んできとるわけです。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと待つて。わかりました。ちょっと。

◆中西照典 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 あなたの意見、あなたの意見で片づけられると、これね、本当に市がね、この基本方針案を市民に説明したときに、恐らく、私、どうなっているのだって、執行部が答えられんようなことが出てくると思うのですよ。だから私、議会としてもう本当に今こそちゃん

としとかなあかんのと違うかなと思うのですけど。

◆中西照典 委員長 それはそう思っているという意見ですね。いや、皆さんがそれを深めてどうしてもいきたいっていうならあれですよ。橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 去年住民投票をやりましたが、やりましたが。それで1年経過したですけども、その中でその後は第3次の特別委員会、それからことし1月からの専門委員会、議論をやってきましたけども、この1年間、この住民投票の結果を受けて2号案を市民が選択をされて、それで2号案をどういう形で仕上げていくかという議論をしていく中で、日本設計さんに検証していただいたときに、当初の案、いけばこれは柱頭免震っていうことでしょうけども、柱頭免震ではできないと、だから計算できない。だから県庁と同じ基礎免震工法、これは技術的な工法の問題であって、それで31億ということが出てきたわけですけども、今回こうやって市の執行部から出てきたのが、明らかにこれはもう新築移転というふうには読み取れないような新しい提案が出てきたということで、ここに大きなギャップがあるわけですよ。だからそれを今までの議会の経過も踏まえてね、こういう形で市民の皆さんに説明をされるということについて、議会できちんとした合意形成が図れるかどうか、やっぱここが一番大きなポイントだと思うのですよ。そこを整理しないと、13、14日は大変なことになるのではないかなという思いで申し上げておるのであって、そこを委員長も皆さんの意見を収れんしてください。

◆中西照典 委員長 はい。わかりました、合意形成をとということで。桑田委員。

◆桑田達也 委員 橋尾委員、合意形成って言われますけども、橋尾委員長が務められた特別委員会の最終報告がまさにこの鳥取市議会としての合意形成なわけですよ。その委員長報告に対して質疑が出なかったということは、委員長報告を議会、全員、36名が認めたという、これこそ合意形成じゃないのですか。

◆橋尾泰博 委員 だけん検証案したかな。

◆桑田達也 委員 検証案。

◆橋尾泰博 委員 検証案（聞きとり不能）出したが。

◆中西照典 委員長 ちょっとマイクで言ってください、マイクを通して質問してください。

◆橋尾泰博 委員 言っている意味がわからん。

◆桑田達也 委員 私は逆に、この場で橋尾委員が、新たにこの議会の合意形成って、どの部分の合意形成を図らなくてはならないのか、そこの意味がわからないですね。私も伊藤委員もそうですけども、前回の特別委員会にいて、あれだけ長い時間をかけて議論をし、そして立案者の参考人として2回招致をし、さらには日本設計に対して5回の調査の会議も開き、その中で橋尾委員長初め多くの皆さんがその日本設計の検証に対して質疑もされました。その経過を踏まえて、最終的にこの2号案では検証できないということを我々が認めて、この委員長報告にまとまっているわけです。それを議会として認めたということ以上の合意形成というのは私はないと思いますよ、2号案に対しては。進めてください。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 今の部分と冒頭伊藤委員が言われた、住民投票の妥当性や正当性ということの文言と関係してきますのでね、ちょっとあわせて申し上げますが、まずこの自由記述欄に住

民投票の妥当性や正当性をめぐってのいろんな意見が示されていると、これは事実ですよ。これは事実ですが、自由記述にはいろんな意見があるわけですね、その中で取り立ててこれを市長がですよ、取り上げて、基本方針案の中に書いているということについてはね、冒頭、伊藤委員が言われたように、私も思います。

我々議会としては、先般、陳情を不採択にしましたよね、あの陳情は、住民投票は瑕疵のある住民投票だったと。だから住民投票は無効なのだと、こういう趣旨の陳情を、これはもう全員一致で不採択にしました。それが議会、ここについてはそれが議会の意思ですよ。にもかかわらず、先ほど言いましたようにいろいろ自由記述には書かれている中で、執行部、市長の側がこの点を取り上げて基本方針案にその文書に入れ、それを市民説明会で説明しようとするということについて、これはむしろ私、この場でほかの委員の皆さんにも御意見をぜひ聞いてみたいと思います。私は住民投票に実現できないような選択肢を示した住民投票であればですよ、それを瑕疵があると言わずして何を瑕疵があるというのだと、瑕疵がある住民投票をやったのだったら、それは無効というよりも、法的には無効にはならないでしょうけど、私は瑕疵のある、実現できないような案を市民に示して、その5,000万も6,000万もの予算を使って住民投票したのであればね、我々議会は責任をとって解散して市民におわびをし、信を問わなければならないと思いますよ。一方では実現不可能だと言い、一方では瑕疵はないと言い、そこにこそ矛盾があるし、市民が決してそんなことには納得されない。ただ、今私が申し上げた中には意見を相違にする部分もあるかもしれませんが、この住民投票の妥当性や正当性ということにかかわっては、これ議会としてちゃんとした見解、姿勢を示しておかないと、市民の中に混乱をもたらすと思います。その点についていかがでしょう。もし御意見があればお伺いしたいと思います。

◆中西照典 委員長 ちょっと棕田委員は、今、議会に向かって言われた、議員に向かってですよ、言われましたよね、責任、解散すべきだと。それは棕田委員が、それはそのように今思われているのです。どうなのですか。

◆棕田昇一 委員 どういう意味ですか。

◆中西照典 委員長 いやいや、解散して、すべきだというようなことを言われましたね、今。その点について、これは議会全体に向かって発せられたからちょっと確認しているところです。はい。

◆棕田昇一 委員 2つあるのですよ。一つは執行部に向けてでね、それは繰り返しますが、簡潔に言います。自由記述にはいろいろあるにもかかわらず、この点を取り上げて基本方針案の文面にし、市民説明会で説明するという点について、いかがなものかというよりも、それは私がおかしいのではないかと。それは棕田がおかしいというだけではなくて、議会の意思にもかかわってきますので、というのが執行部に向けてのことが一つ、それから、議会に向けてというのは、議会に向けてというよりも、向ける向けないっていうのはまた少し語弊を招きかねないと思いますが……（発言する者あり）私が申し上げているのは、私は一貫、きょうも申し上げましたように、2号案そのものが実現できないというふうに思っているわけですが、実現、実現できないものではないと思っているわけですが、実現できないものであるとしたならば、

そんなものを住民投票にかけた我々の議会の責任というのは、単に説明、伊藤委員はおわびということ言われましたが、私は単に説明会に出て、市民の皆さん済みませんでしたと、頭を下げて済むようなそんな軽々しいものではない、もっと重大な問題だと。そういう観点に立つのであれば、解散をして、市民に責任を明らかにするということが必要ではないかと。実現できないもの、つまり瑕疵のある住民投票であったとするならばということでもあります。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 前からその話はね、ずっと前からあるわけで、これをどうするかということで、じゃあ住民説明会をして、住民に説明しようということで、5カ所ですか、出て、橋尾委員長も加わって、そのことは説明したということだと僕は思うのです。これからもう一遍それをするのかというようなことじゃないと思うのですよね。僕はむしろね、この位置づけの部分については、この最初の部分は、僕は事実として受けとめなければならないことだというふうに思いますし、むしろ市民の意識は確実に変わっているとか、あるいは住民投票をこれまでの経過の一つとして位置づけつつ、現時点における市民の思いを十分に反映した庁舎整備を進めるべきでありますと、そういうふうに方針に書いてありますよね。そのことについて自分たちはそういう感覚は持ってないとか、意見が違うのだとかいうのなら、僕もよく理解できるのですけど、そのもとの部分についてっていうのは、ちょっと理解できないというふうな感覚ですね。だからむしろ聞かれるのなら、聞かれるっていうか、この位置づけについて問われるのなら、住民投票はこうであったと。その中でその当時とは意識が確実に変わってきているっていうようなことについて、全然その思いがないと、あるいは現時点における市民の思いを十分に反映した庁舎整備を進めるべきであるっていうのもそう思っていないというふうに言われるのなら、ようわかりますけどね。

◆中西照典 委員長 この問題については、この庁舎、庁舎の問題について、この溝はどうもずっと以前から、溝というか、意見の対立ですね、が続いております。これをこの位置づけを、これを今、言われたように、ここから、はっきり言ったら削除しろのような意見と、これは一つの委員長報告に沿った意見だから、これで、その意見でいいのではないかという、極端に言えば2つですね、どうですか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この全体でとらえ……。

◆中西照典 委員長 いや、ちょっと、ちょっと今、住民投票の位置づけのことで……。

◆伊藤幾子 委員 うん、そうそう、それ全体でいいですか。

◆中西照典 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 その住民投票の位置づけがね、これまでの経過の一つっていうことを、この委員会としてね、仮にですよ、認めるっていうことは、私は本当に市民に対して本当に説明責任が果たせないことだと思いますので、当然これは、市長がそういうふうに思うのは御勝手にですけど、議会としてやはりこういったことは納得いかないし、認められません。

◆中西照典 委員長 ほかに何かありますか。有松委員。

◆有松数紀 委員 住民投票に関しては、前回の住民投票と今回の調査での住民の意向というものの、やっぱり違うと私は思っていますし、何も私は疑義を感じていません。前のとおりだとい

うふうには思っていない。これはなぜかという、2号案が実現不可能だという結論が出たから、それが大きな要因になっているとは思っていますし、その部分のデータが明らかにアンケートの中にもあらわれておると、そういったものをくみ上げて、執行部は今、こういった基本的な考え方を示そうとしておるということですから、それを市民のための本当の庁舎はどういう位置づけであるのがいいのかなというのを純粹に受けとめればいいのではないかと私は思って、この特別委員会におります。ですから前回の特別委員会を振り返ってどうこうというような議論に、中に入ろうとは思っておりません。以上です。

◆吉田博幸 副委員長 ちょっと言わせて。

◆中西照典 委員長 はい、副委員長

◆吉田博幸 副委員長 有松さん、あのね、住民投票でも、それから専門家委員会の意識調査でも、ここの改修とか増築とかいうのは勝つとるですね。31.2と30.2%、現位置での建てかえが5.7か、というような形ですから、ちょっと誤解のないように言っときます。(発言する者あり) いや、事実だ、それは。

◆中西照典 委員長 じゃあ伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 住民投票と意識調査は、アンケートですよね、その結果をね、同等にいうか、何か同列に並べるっていう感覚が私には全くわからなくて。それだったらずっとアンケートしとけばよかったのですかっていう話になるわけだね、やっぱり私そこは違うと思いますよ、あくまでもあれは意識調査ですが。

◆中西照典 委員長 その他。じゃあ桑田委員。

◆桑田達也 委員 なかなか収拾がつかないと思いますけども、棕田委員とそれから伊藤委員にちょっと私から質問をさせていただきたいと思いますが、まず最初に、棕田委員、先ほどおっしゃったことなのですけども、まず前回のこの特別委員会の委員長報告は、議員として認めていらっしゃるのかどうなのか、そのことをまずお聞かせいただきたいと思うし、それからこの確かに条例案に示されたこの2号案、議会としてこの市民に示した案であるわけですが、その提案者は一体どこ、だれが提案を議会にされたのか、改めて聞かせていただきたいと思います。

それから、伊藤委員に聞かせて……。

◆中西照典 委員長 一問一答にしてください。

◆桑田達也 委員 一問一答。ここも。

◆中西照典 委員長 わからなくなるから。棕田委員、どうですか。はい。

◆棕田昇一 委員 前回の特別委員会の報告そのものを否定するものではありませんが、その住民投票の選択肢であった2号案そのものが実現できないものだったということについては、私はそういう認識には立っていないということが1点目であります。それから、2点目、もう一回。

◆桑田達也 委員 2号案の。

◆中西照典 委員長 ちょっとマイク持って、もう一度。

◆桑田達也 委員 2号案の提案者はだれだったのか。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** それは包み隠しをする必要はなくて、もともと発案っていうか、提案したのは、結であったと思いますが、市民に対して責任は、その最終的に議会として条例案をまとめ、関連情報表をまとめて提案をした議会ということですから、その間のプロセスの、これはだれが言ったか、あれはだれが言ったかね、それは議論の経過としての事実関係はあるわけですが、それを逆に言うと、今ここで問われることの意味が私にはわかりません。

◆**中西照典 委員長** じゃあ桑田委員。

◆**桑田達也 委員** それから、伊藤委員に聞かせていただきたいのは、住民投票、これについて、住民投票とは一体何だったのかというような先ほど発言があったわけですけども、専門委員会の中で、このまとめのところだったかな、そこの中で庁舎という、このことを考えたときに、全市的な立場で考えたときに、この多数で、多数の意見で決まるものではないという文言があったと思います、専門家委員会の中で。それは例えば少数意見、なかなか意見として反映されにくい、例えば障害をお持ちの方であるとか、高齢者の方であるとか、そういった方々も踏まえて、この庁舎ということを考えた場合に、多数、多数でこの庁舎の問題は考えるべきではないという文言があったと思いますが、このことは伊藤委員はどういうふうに受けとめられましたか。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 済みません。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。今、言われるように、ちょっと余りにもね、質問に対して、ちょっと私はありますに、伊藤委員、答えられるのならいいし、答えられることはないと思われりゃ、ちょっと今そぐいませんで、あえて……。

◆**伊藤幾子 委員** 答えになるかどうかわかりませんけど。

◆**中西照典 委員長** じゃあ伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 済みません、私はね、住民投票はもうやったのです。この鳥取市は。もうそれしかありません。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** わかりました。住民投票はやった、やって、私たち議会はその住民投票の2号案に沿って検証を進めてきたわけですね、特別委員会で。その結論として何度も言いますが、2号案ではできないという結論に至った。それでもなおかつ委員長報告の中には住民投票を尊重しと、そして次のこの委員会なりこの議論につなげるべきであるということも報告をされました。だから決して住民投票をないがしろにしているわけではなく、議会として結論は出せなかった、そして執行部にその我々の議会での議論を踏まえて、そして第2ステージとして執行部にその球を投げたという経過の中で、住民投票っていうのは全く無視をされているものでもないし、そして住民投票の結論を踏まえて専門委員会も開かれ、そして専門委員会の報告を受けて、そして今回の基本方針案っていうのが出てきたということを考えれば、これ住民投票は一つのプロセスであったというふうに認識すべきじゃないですか。そうじゃなければ、住民投票の2号案が本当にできるものであれば、こういう、要するにことにはなっていないわけですよ、この特別委員会だって開かれる必要もないわけですよ。だけど私たちは特別委員会を

開いている、今。ということは、住民投票の結論であった2号案が結局困難だったということが、私たちも認めているからこそね、専門家委員会も認め、そしてこの特別委員会の設置も認めて、今、私たちここにいるのではないですか。

◆中西照典 委員長 ちょっとね。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 住民投票条例案をつくる議論のときにね、一番最後の最後に合意したところを思い出してもらいたいのですよ。私らはかっちりとそんな固めたような金額も入れて、形も入れて、そんなもんつくったらあかんっていうことでずっと主張してきたわけですよ。だけど、やっぱり住民投票はやっぱりせなあかと……。

◆中西照典 委員長 ちょっと済みません、あのね、それは、僕はそのときにちょうど検討委員会の委員長だったよね。

◆伊藤幾子 委員 はい、そうそう。

◆中西照典 委員長 ですから経過がありますんで、それ言い出したら、また言いたいことたくさんあると思いますので。ただ、私（聞きとり不能）からいってもね、やっぱりさっき言われたように、住民投票条例案というものはどうであれ、一応議会が住民に示した案ですからね、そのときに我々が言わなかった、言ったとかっていうのはやめて、その案を示して、それは住民投票にかかって、かかった後にそれはやはり問題あるということで検討委員会をし、検討委員会の中で橋尾委員長を中心に時間を費やしていただいて結果を出した。その結果を出したことを踏まえて、執行部は専門家委員会を立ち上げて、一つの提案をいただき、それをもとにして今回の取りまとめになっているわけです。その中で今、問題になったのは、住民投票の位置づけです。この位置づけに関してはもうお聞きしているとそれぞれ思いがあるし、合意ということはなかなか難しいと私は思います。そこでちょっと私の意見ですが、この13、14で住民の説明会をされます。今ここで、特別委員会でそれぞれの委員の思いがありますし、これだけ非常になかなか合意を得ないような思いがあるわけです。当然これは住民説明会に出ても必ずこの状況はそれぞれの会場で起こりますので、そういう会場で起こったときに今、それぞれの委員が言われたような思いについて、執行部はやはりそういうものが出てくるのだと、それについてはやはり説明することはきちんとしていくという態度で、当然いていただいて、住民の方にやはり納得していただくようなことをしていただきたいということで、この時点は私は進めていきたいと思えますけども、委員の皆さん、いいですか。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと疑問、ちょっと。

◆中西照典 委員長 いけませんか。

◆伊藤幾子 委員 いや、ちょっと確認っていうか。

◆中西照典 委員長 確認ね。はい。

◆伊藤幾子 委員 要は今いろんな意見が出たことを踏まえながら執行部が説明するですか。

◆中西照典 委員長 そういうことです。ということです。

◆伊藤幾子 委員 そんなができるのですか。

◆中西照典 委員長 それは、いやいや、踏まえてと、あくまでもこの位置づけは言われるのだけど、当然これに対しては今のような市民の方からいろんな出ますので、それはここで合意に

至らんわけですからね、だからそういうことをきちっと出るということを認識してっていうか、それに対して丁寧な説明を行いながら、住民に説明会をしていただきたいということでどうですか、皆さん。これ以上……。

◆吉田博幸 副委員長 委員長、そしたら、このままの文言でいくっちゅうことか。

◆中西照典 委員長 そういうことで、このままの文言で。

◆吉田博幸 副委員長 市長だ執行部なり好きなこと書きゃええんだけど、このままでいくっちゅうことか。

◆中西照典 委員長 いや、位置づけについてはでしょう。

◆吉田博幸 副委員長 位置づけか。

◆中西照典 委員長 今は2の位置づけ。

◆吉田博幸 副委員長 さっき下村さんが言われたようなこともあるしな、いろいろこれ問題があるとこだと思ったりしますよ。

◆中西照典 委員長 ちょっと下村さん。

◆下村佳弘 委員 私はこのまま説明すればいいと思っていますけど、あれですね、これ、両方の意見がありますよね、だからこれの決をとるようなものじゃないですよ、報告に対してね。だからこれはもう執行部の判断で、ああ、こういう意見を特別委員会は持っとんさるなということを感じていただいて、説明、これ文言はどうかわかりませんが、その説明の中に織り込んでいただくとかなんとか、直すなら直す、直さんなら直さんでね、考えていただければいいのではないかというふうに思いますけどね。そうしないと、これを、あそこを変え、ここを変えていってね、特別委員会がこの文言に一つ一つ文句をつけて、変えさせるっていうようなことはまさに越権行為だというふうに思います。

◆中西照典 委員長 私が言ったのはそういう意味です。だからこの文言を、これを説明会に出られても、特別委員会でもこれだけの意見でやっぱりなかなか合意に至らないところ、それから過去にさかのぼってもいろいろと思いがあわけですから、それが住民説明会に出ます、当然ね。そういうことが必ず出るので、そのことについてやはり丁寧に説明をしていただきたいということでおさめたいと思いますけども、いいですか。

じゃあ、第2については、位置づけについては一旦これで終わります。

そのほかのところについて何か、今のようにそれぞれ意見のある方は。棕田委員。

◆棕田昇一 委員 専門家委員会の設置のこととか、その報告書についての意見はいろいろあるわけですけど、それは置いといて、この4番に専門家委員会の報告をしっかりとめて云々とありますけどね、専門家委員会での報告書には結果として3案を掲げることになりましたということで報告ができ上がっていると思いますけれど、今回のこの基本方針、その前の基本的な考え方、二者択一ではないということは市長は一生懸命強調しておられましたが、この専門家委員会の3案からも離れていると私は思うのですよね。

振り返ってみると、専門家委員会、あれは何月何日だったでしょうか、ここの6階の全協の部屋で午前と午後で2回、同一日に2回やったときがありましたね。そのときの午前中のときだったと思いますが、小野委員長が唐突、私は唐突に感じましたけど、市立病院跡地に一部、

言葉はそのままではありませんが、一部増築と言われたのか、市立病院跡地に施設をどういうのですかね、新築移転というのとは別の考えですよ、新築移転というのとは別の考えで市立病院跡地に施設を増築するというようなことは皆さんどうでしょうと、唐突に言われて、委員、専門家委員会としては一考だにせず、全くそれを取り上げての議論ということにさえならなんだ。しかし委員長、まだあきらめがつかなかったのでしょうか、その委員会の最後にもう一度、途中で申し上げましたが、あの点についてはいかがでしょうかと、こう委員の皆さんに投げかけられて、やっぱり最初投げかけたときと同じように一考だにせずということになったと思うのですね。あ、考えてみたら、あの委員長が言われ、言われようとしたのが、市長がこのたび言われたことだったのだろうか、こういうふうにな、私は思わざるを得ないのですが、あのときに小野委員長の提案が専門家委員会に取り上げられ妥当性を持つとったら、まさに専門家委員会の報告を受けてこのような基本方針案を示しましたと、こう言われていたのでしょうか、さすがにそうは言えなくなった。しかしこういう形で出されてきた。それがこの報告をしっかりと受けとめてということになるのだろうか。私は都合のいい部分だけ使ってこの報告書から大きく、どういうのですか、外れた方針案が示されているのではないかというふうに思うのですが、執行部、そのあたりはいかがですか。

◆中西照典 委員長 どうですか。どうぞ。答えられたら。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今回の棕田議員の質問ですけれども、専門家委員会の中でそれを議論してはどうかということで、小野委員長から提案というか、議論の中に入れてはどうかということと言われたと思うのですけれども、この専門家委員会においても何というか、あれですよ、方策については案に上がるに、示すに当たって、これを推奨する案としてその3案を持ち上げたものでもないのですよね、あれは。これは……。

◆棕田昇一 委員 じゃあどういう位置づけなのですか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 位置づけですか。これについては、専門家委員会の中で、今回の方針等の関連ということで。

◆棕田昇一 委員 いや、この報告書の中身。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 報告書ですね、報告書の位置づけとしては、それを議論の対象にはしてないというところだと思いますけどね。委員会としては。委員会としてその方策の3つの案、これについては今までの経緯も、経過もあって、それで案として方策として上げられたという位置づけだと思うのですけれども、それは突然出てきた話でもあり、それについては位置づけとしては上げないということでその議論をされたと思います。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 こういう理解ですね、小野委員長が、私が今言いました、第7回ぐらいでしたかね、ちょっと回数は違うかもしれませんが、そこで確かに委員長から委員の皆さんに投げかけはあったけど、そのことについては取り上げられなかったと。いま一つは、それは多分確認できたと思うのですが、もう一つは、今、局長が言われたのは、意味がよくわからなかったもので、むしろまたお答えいただきたいと思いますが、この専門家委員会が委員会で議論した市庁舎整備の方策の概要ということで、私は今、ニュースで、概要版で言っていますけどね、

結果として3案を掲げることになりましたと。現地新築案については云々かんぬんという文書が続いていますが、続いている文書置いていて、この3つの案、3つの案からの、案にも合致しない今回の基本方針案ということなのですねということを今、問うているわけです。そのあたりはいかがですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そのことについてはおっしゃるとおりでございます。それでこの庁舎専門家委員会の報告書の中で、報告書の中でちょっとうたってありますけども、委員会として市庁舎整備の主たる方策を上げと、この主たる方策の中にはその3案の、いわゆる現地というものも入れときましたけども、旧市立病院跡地への移転新築案、現地新築案、今まで議論されたものを方策を掲げて、この中で条件面等、これについてを協議させてもらったという位置づけだと思います。これにはこのパターンの中には入れてないということだと思います。

◆棕田昇一 委員 済みません、はい。

◆中西照典 委員長 ちょっといいですか、その棕田委員は、それに入っていない中での案ですねっていうことだったですね。まあ、そうですねっていうことですよ。結局結論そうでしょう。じゃあ、そのほかに。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 5番目の建設費等の財源のところね、基金を活用するので、庁舎整備のために新たな負担を市民に求めることはありませんというふうに書かれているんですけど、一つ質問ですけれども、基金を使わない場合ね、庁舎を整備するから税金を上げますよ、なんてことはあり得ないですよ、それはどうですか。

◆中西照典 委員長 どうぞ。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい、あり得ません。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だったらこれね、もし基金を使わない場合、基金を使うから新たな負担が市民には求めないと。となると、基金を使わない場合、どういった負担が市民にかかってくるのですか。

◆中西照典 委員長 ちょっと質問が変だと思いますけど。

◆伊藤幾子 委員 それちょっと、これ……。

◆橋尾泰博 委員 公共施設の基金をほかに使う。

◆中西照典 委員長 だから、例えば基金を、ほかのものに基金が使えて、これに使わなかったらという意味。どういう意味ですか、ちょっとその辺のところ。どうぞ。

◆伊藤幾子 委員 そうそうそう。だから、この公共施設整備の基金を返済に使うわけですよ。だからその基金を使わない場合、返済金に充てない場合、ほかの財源から持ってくる場合にどういったことが市民の負担になるのですかと。それでもそういった場合でも市民の新たな負担はないのかどうか。

◆中西照典 委員長 羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 この文書では基金を取り崩して返済に充てるということですけども、これを使わないとするならば、いわゆる一般財源とかそういったところから毎年の支出が出てく

ると、そのかわりに別な事業にその基金を取り崩してやるかもわかりませんし、その一般財源を毎年何千万か何億かを返済に充てることによって、ほかの事業ができないとすれば、別な形で基金を取り崩して別な事業をやる可能性もありますけども、基本的には基金を、要するに貯金を崩して返済に充てるか、毎月の、毎年の稼ぎの中から返済に充てるかという、その考え方の違いですから、新たに市民にどういった負担がということは特段ない。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 この基金ですけど、具体的にどの基金なのか、説明会ときには口頭で言われるのでしょうか、そのあたりはどうです。

◆中西照典 委員長 羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 今、予定をしておりますのは、公共施設等整備基金でございまして、現在の24年度末の残高は26億7,000万という、この部分を充てたいというふうに今、考えておるところでございまして。全額取り崩してゼロにするというわけじゃないですけども、その返済額に充当するというところでございまして。済みません、古い資料を見ていたようですけど。よろしいですか。済みません、公共施設等整備基金、ごめんなさい、34億6,000万でございまして。失礼いたしました。何を見て言ったのだろう、済みませんでした。

◆中西照典 委員長 34億6,000万ね。

○羽場恭一 総務部長 そうです、はい。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。

◆棕田昇一 委員 そのほか。

◆中西照典 委員長 じゃあ棕田委員。

◆棕田昇一 委員 6番のところに關してですが、その調査に必要な経費を予算計上すると、これはいつを考えておられるのでしょうか。

◆中西照典 委員長 どうですか。亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 時期についてはまだ明確になっておりませんので、調査に必要な経費ということで、ここで一応文言としては入れさせていただいているというところでございます。まだ時期については決めておりません。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 じゃあそれは全体構想を早期にと言われている、その早期にということとの絡み、つまり具体的にいつというふうには現段階では言える状況にはないと、こういうことですか。もう1点別。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 別ですが、4番の②のところで、総合支所の存置ということなのですが、存置についてはこれまでも考えておったけど、文書にしてなかったからと、そうだと思いますが、単に存置でいいのか、つまり庁舎の議論の中でバリアフリーだとか防災拠点だとかそういうことが言われている、まさに総合支所というのはその地域における防災拠点の意味も持つでしょうし、それからまず耐震補強が必要だという結果が出ていますよね、そのことも含めて、バリアフリーのことも含めて、いろんなことが必要だと思いますが、これだけ庁舎の整備につ

いてのいろんな機能だとか、どういうのですか、整備ということが言われているのに、総合支所については存置ということでは、これ余りにも総合支所に対するその位置づけが軽いといえますか、重きを置いておらんというか、もうちょっと大枠だけでも、こうこうこういうふうにして存置するということが必要なんじゃないでしょうか、その辺はいかがですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 おっしゃるとおりでございまして、全体構想、これから作成していくのですが、総合支所についても市有施設の耐震化、こういうことも同時にやっておりますので、その耐震対策、それから機能ですね、バリアフリー、こういったことについては、全体構想の中で改めて示させていただくというふうになると思います。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。じゃあよろしいですか。

それでは、それぞれ意見が出ました。特に第2の住民投票の位置づけについては、さまざまな意見が出ましたので、先ほども執行部にお願いいたしましたように、この点については、住民の説明会においてはそれぞれの意見が出ますので、丁寧な説明をお願いするということをお願いします。

それでは、これをもちまして市庁舎整備に関する調査特別委員会第9回目を終わります。

午後2時51分 閉会